

間税会ニュース

平成31年1月15日
No. 54



福岡国税局
間税会連合会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：武雄間税会

祐徳稲荷神社と面浮立（佐賀県鹿島市）

毎年秋に祐徳稲荷神社にて行われる「かしま伝承芸能フェスティバル」で、各地のさまざまな伝統の舞や踊りが披露されます。

（目次）

●中野会長 年頭のご挨拶	2	●平成30年納税功労表彰受彰	6
●小原局長 年頭のご挨拶	3	●活動報告・新着情報	7
●「税を考える週間」行事	4	●税情報	9
●税務署の閉庁日対応について	5		



年頭のご挨拶

明けましておめでとうございます。

平成 31 年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたものと拝察し、お慶び申し上げます。

福岡国税局間税会連合会
会長 中野 文治

昨年 2 月には、米トランプ大統領による過度なアメリカファースト政策を発端に、世界経済からの米孤立懸念でドル離れが急速に進みました。

又、米中貿易摩擦による景気減速リスクなど様々なりリスクもくすぶる中、我が国の上場企業の業績は堅調に推移しました。

ところで、近年異常気象による自然災害が多く発生しています。昨年は特に西日本を中心に大きな被害をもたらした「7 月豪雨」全国レベルで「記録的猛暑」9 月には震度 7 の「北海道東部地震」それに加えること幾多の「大型台風」が発生、上陸しました。

この被害で亡くなられました方々のご冥福と、一刻も早い復旧を願うばかりでございます。

そのような状況下で 2019 年は、2 度にわたり延期された消費税率 10% への引き上げ、と同時に飲食料品等を対象にした軽減税率制度が 10 月に実施が予定されております。

軽減税率制度は事業者の事務負担や軽減税率対象品目の判定、本来の低所得者対策とはならないなど、種々な問題点があげられており、間税会としてはその導入に反対していますが、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とし、税務行政の円滑な運営に協力するということを基本理念として活動している間税会としては、主張（提言）はしていくが、成立した法律を遵守し適時適切に対応していくという従来からの方針に変わりはありません。

新制度の実施があった場合に混乱なく実施できますように、税務行政機関と連携を図りながら、説明会の開催や、消費税の周知、広報に取り組み、社会保障の充実、安定化に向けた提言・啓蒙活動を推進するなど、消費税の会としての間税会の役割はますます重要になってまいります。そして間税会としてもっとも大切な一年となります。

どうか皆様には、こうした間税会の活動に対し、倍旧のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、各間税会の益々のご発展、会員の皆さまのご多幸とご繁栄を心から祈念し、又、国税ご当局の皆様のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



福岡国税局長
小原 昇

年頭のご挨拶

平成 31 年の年頭に当たり福岡国税局間税会連合会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

間税会並びに会員の皆様には、平素から消費税をはじめ、税務行政全般にわたりまして深い御理解と多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、消費税完納運動の推進や「世界の消費税」クリアファイルの配付、「税の標語」募集等による消費税の啓発活動を、積極的に推進しておられます。これらの取組は、消費税に関する正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、大変重要であると認識しており、消費税に関する国民の皆様の関心が高まる中、税務行政の良き理解者である間税会の存在を大変心強く感じております。

ここに、中野会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、改正消費税法につきましては、税率の引上げと軽減税率制度が本年 10 月に実施される予定であり、施行まで 1 年を切りました。

このような重要な時期であることを踏まえ、昨年は、国税庁長官や消費税室長といった国税庁の幹部が福岡国税局間税会連合会を表敬訪問し、更なる御協力をお願いしたところです。

今回の改正及び今後導入が予定されているインボイス制度では、ほぼ全ての事業者の方において、商品管理の見直しや区分経理の導入、さらには、複数税率に対応した請求書の発行などの準備が必要です。

当局といたしましては、会員の皆様のみならず、全ての事業者の方に、制度の内容を十分に理解していただき、適正な申告・納付を行っていただけるよう、着実な周知・広報に取り組んでまいります。

このような取組においては、間税会の皆様の御協力が不可欠であります。是非、説明会の開催や説明会への参加のお声掛け等、一層の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

国税当局と間税会との連携・協調は、ますます重要となってまいりますので、貴会の様々な取組がこれまで以上に充実したものとなるよう緊密に協力・連携してまいりたいと考えています。

間もなく、平成 30 年分の所得税等、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。会員の皆様におかれましては、e-Tax による申告及び期限内納付について、御協力をお願いいたします。

終わりに、福岡国税局間税会連合会及び各間税会の更なる御発展と、会員の皆様の御繁栄と御多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

平成 30 年度「税を考える週間」行事実施状況

毎年 11 月 11 日から 17 日までの期間が「税を考える週間」です。国民一人ひとりに税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解や納税道義の高揚を図ることを目的としています。平成 30 年度の「税を考える週間」のテーマは「くらしを支える税」です。

この趣旨を踏まえ、平成 30 年度も講演会、研修会、街頭広報など間税会が単独で、又は中心となって多彩な行事が実施されましたので、その一部を紹介します。

実施事項	主催者等	月 日	場 所	対 象	内 容
租税教室	◎ 福岡間税会	11/28	大原学園福岡校	学生	「税の標語」表彰式
研修会	◎ 西福岡間税会	11/14	五 福	会員	「消費税の軽減税率制度について」 「私とそろばん人生とからおけ」
研修会	◎ 博多間税会	11/19	TKP 博多駅前 シティセンター	会員	「消費税軽減税率制度等」
街頭広報	◎ 博多間税会	11/19	JR 博多駅前広場	一般	税務広報チラシ、クリアファイル、シャボン玉をセットし配布
税法説明会	○ 筑紫間税会	11/21	太宰府市商工会	会員・一般	「消費税軽減税率制度」
パネル展	○ 八幡間税会	11/13	黒崎コムシティ マーメイド 広場	一般	パネル展・税金クイズ
バスハイク	◎ 若松間税会	10/21	南阿蘇	会員	税金クイズ
研修会	◎ 若松間税会	11/12	若松税務署	青年・女性部	署長講話、軽減税率 DVD
「税の標語」	◎ 田川間税会	11/21	田川市郡中学校 7 校	生徒	賞状の授与、副賞の進呈 参加賞配付
「税の標語」	◎ 飯塚間税会	11/15	各中学校	生徒	賞状の授与
説明会	○ 飯塚間税会	11/15	飯塚コミュニティーセ ンター	会員	「消費税軽減税率制度」
研修会－ 講演会	◎ 久留米間税会	11/15	ハynesホテル 久留米 (60 名)	会員・一般	「経営と税」 「久留米市のまちづくりに ついて」
セミナー	○ 甘木朝倉間税会	11/12	朝倉商工会議所	会員・商工会	「消費税軽減税率制度」
セミナー	○ 甘木朝倉間税会	11/20	筑前町商工会	会員・商工会	「消費税軽減税率制度」
研修会	◎ 大川間税会	11/12	大川署	会員	署長講話
研修会	◎ 八女間税会	11/12	広川町	会員	八女署長による講演会
表彰式 (総会)	△ 八女間税会	11/15 11/19	筑後市 八女市	会員・租税 教育推進部	税の作文表彰
展示	◎ 大牟田間税会	11/11 ～ 17	大牟田市・柳川市 みやま市	一般	書道作品の展示
まるごとみやま 収穫祭	△ 大牟田間税会	11/25	みやま市	一般	「税金クイズ」で正解者に 景品プレゼント
講演会	○ 小倉間税会	11/9	ステーションホテル 小倉	女性部 納推協団体	福岡国税局課税第一部長 鈴木敏充様 吉丸純一小倉税務署長
親睦旅行	◎ 小倉間税会	11/18 ～ 19	熊本県	会員	税金クイズ、大江天主堂 熊本城、天草四郎ロザリオ館

(注) ◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加

実施事項	主催者等		月 日	場 所	対 象	内 容
街頭広報	○	門司間税会	11/12	栄町商店街	一般	
税金展 コンサート	◎	行橋間税会	11/16	京都ホテル	会員・一般	税金展、コンサートと 税金クイズ
研修会	○	佐賀間税会	11/15	佐嘉神社記念館	会員・一般	「消費税軽減税率制度」
研修会	◎	佐賀間税会	11/26	佐賀税務署	会員	公営事業のための消費税法に ついて
税金展 タックスフェア	○	鳥栖間税会	11/10	フレスポ鳥栖	一般	各種パネル展示、税金相談 税金クイズ、税の作文コンク ール表彰・展示、 「税に関する絵はがき」展示、 キッズミュージカル TOSU 公演
講演会	○	唐津間税会	11/13	唐津シーサイドホテル	会員・一般	ケント・ギルバート氏講演会
「税の標語」	◎	唐津間税会	11/30	各中学校	生徒	表彰式、地方紙・ケーブル TV より取材あり
研修会	◎	武雄間税会	11/16	武雄温泉ハイツ	会員	「消費税軽減税率制度」
利き酒会	◎	武雄間税会	11/16	武雄温泉ハイツ	会員	利き酒
街頭広報	○	長崎間税会	11/12	浜町アーケード	一般	間税会資料・消費税の軽減税率 資料・クリアファイル等配布
講演会	△	長崎間税会	11/14	ホテルニュー長崎	会員・一般	「私のシンクロ人生」
研修会	○	諫早間税会	10/18	長崎インター ナショナルホテル	会員	「消費税軽減税率制度」
説明会	○	佐世保間税会	11/27	交通会館	会員・一般	「消費税軽減税率制度」
地酒の集い	◎	佐世保間税会	12/4	佐世保玉屋	会員	利き酒、税金クイズ
街頭広報	△	平戸間税会	10/20	平戸市街地商店街	一般	消費税チラシを配布
税金クイズ	○	壱岐間税会	11/10 ～ 11	JA 壱岐市家畜広場	一般	税金クイズを実施
配布	◎	対馬間税会		各中学校・高校	生徒	「国の財政と消費税の役割」パ ンフレット、ポスター クリアファイル配布

(注) ◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加

平成 30 年分の確定申告期における税務署の閉庁日対応について

1 閉庁日対応を行う日

平成 31 (2019) 年 2 月 24 日 (日) 及び 3 月 3 日 (日) とします。なお、両日ともに、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとなります。

2 閉庁日対応を行う税務署

署 名	申 告 会 場
門司・若松 小倉・八幡	AIM (アジア太平洋インポートマート) ビル 3 階 (北九州市小倉北区浅野 3-8-1)
博多・福岡	西鉄ホール (ソラリアステージビル 6 階) (福岡市中央区天神 2-11-3)
香 椎	香椎税務署 (福岡市東区千早 6-2-1)
西福岡	福岡タワーホール (福岡市早良区百道浜 2-3-26)
佐 賀	佐賀税務署 (佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第二合同庁舎)
長 崎	NBC 別館 (長崎市上町 1-35)

※門司、若松、小倉、八幡、博多、福岡、西福岡及び長崎税務署の申告会場は税務署庁舎外の会場となっております(税務署庁舎での申告相談は行っておりません)。

3 対応業務

対応業務は、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談となっております。

平成 30 年納税功労表彰受彰おめでとうございます

国税庁長官表彰

中村 貴士 様

全国間税会総連合会
福岡国税局間税会連合会
福岡間税会

理 事
常任理事
副 会 長

国税局長表彰

波左間高子 様

福岡間税会

副 会 長

田代 雅人 様

全国間税会総連合会
福岡国税局間税会連合会
筑紫間税会

理 事
副 会 長
会 長

稗島 行雄 様

全国間税会総連合会
福岡国税局間税会連合会
久留米間税会

理 事
副 会 長
会 長

師岡 俊幸 様

福岡国税局間税会連合会
甘木朝倉間税会

常任理事
会 長

以上の方のほか、福岡国税局管内の各税務署においても税務署長表彰が行なわれ、多数の方が受彰されました。

受彰されました皆様に対しまして、福岡国税局間税会連合会会員一同、心よりお祝い申し上げます。

(注) 受彰者の役職名は間税会関係のみを掲載しています。

藤井健志国税庁長官が本会を訪問

藤井健志国税庁長官（写真・前列中央）が平成 30 年 10 月 4 日（木）に本会を表敬訪問され、（株）ブンコーポレーション会議室で、中野会長ほか役員としばし懇談された。

小原昇福岡国税局長、松井誠二課税第二部長も同行され、福岡局間連側は中野会長ほか、林副会長（福岡）、河野副会長（博多）、市丸専務理事がお迎えした。



山寺尚雄国税庁消費税室長が来訪

平成 30 年 11 月 16 日（金）、国税庁課税部の山寺尚雄消費税室長が、本会を表敬訪問され、中野会長ほか役員と懇談された。（写真・左奥）

消費税室の齋藤課長補佐、坂部諸税第一係長、福岡国税局 植松消費税課長も同行され、和やかな懇談会となりました。

山寺消費税室長は消費税行政に関する間税会の協力に対し、お礼を述べられ、特に消費税軽減税率制度の円滑な導入に向けた課税庁の取組への協力方を要請された。



平成 30 年度「税の標語」優秀作品が決定

「税の標語」は、全国間税会総連合会（全間連）及び傘下各間税会が「税を考える週間」（11 月 11 日～17 日）行事の一環として、毎年募集しているもので、本年度は唐津間税会が全間連に進達した作品が佳作に入選しました。

平成 30 年度「税の標語」優秀作品

区分	標語	氏 名	住所等	関税会名
最優秀賞	税金の正しい知識 身に付けて 正しく納めて よりよい社会	鈴木 優矢	世田谷区立 千歳中学校	北 沢
優秀賞	知ることから始めよう 税の役割 大切さ	稲毛 美空	昭島市立 拝島中学校	立 川
優秀賞	税のこと 楽しく学べる 間税会	関根 由樹	さいたま市 大宮区	大 宮
優秀賞	学ぼう 知ろう 納めよう 僕らも立派な納税者	竹下 和輝	平塚市立 金目中学校	平 塚
優秀賞	税知識 高める関心 深める理解	桶野 晶美	島根県出雲市	出 雲
佳 作	支え合う 社会を築く 消費税	梶 翔星	唐津市立 厳木中学校	唐 津

佳作は他 9 点

全間連創立 45 周年記念式典に 35 名参加

主 催 全国間税会総連合会
日 時 平成 30 年 9 月 11 日（火）
場 所 東京プリンスホテル
出席者数 35 人

全間連（大谷信義会長）は 9 月 11 日、東京港区の東京プリンスホテルで第 45 回通常総会と創立 45 周年記念式典を行った。

当福岡局間連からは 35 名が参加し、全体では約 800 名という盛況ぶりでした。

記念式典では、全間連創立 45 周年記念功労者の表彰式が行われ、当局間連から次の 15 名の方が表彰されました。

おめでとうございます。

(敬称略)			
市岡 敏生	井上 皓子	桑原 泰蔵	
滝山 真弓	中川原 潔	中野 文治	
中村 貴士	波左間高子	林 孝行	
原 武人	深町 宏子	眞武 研二	
本島 直幸	森 隆	山田 浩一	



式典後、元内閣総理大臣 小泉純一郎氏の「日本の歩むべき道」と題した記念講演会が開催され、原発を中心とした話の中に、将来の日本への熱い思いが伝わった。

その後の祝賀会は、海上自衛隊東京音楽隊による音楽演奏（歌姫：三宅由佳梨）から始まり、女優岩下志麻さんの乾杯の発声やインタビューが盛り込まれるなど、華やかな宴となり、参加者全員、時を忘れて楽しみました。



記念講演

消費税軽減税率制度研修会と利き酒会を開催



武雄間税会（会長 桑原泰蔵）では、去る 11 月 16 日（金）午後 3 時より武雄温泉ハイツにおいて、本年度第 2 回目の研修会（参加者 43 人）を開催しました。

当日は、武雄税務署法人課税部門ご担当官を講師としてお招きし、来年 10 月 1 日より実施予定の消費税軽減税率制度について研修しました。

研修会においては、軽減税率の対象品目の確認から始まり、平成 35 年実施予定のいわゆるインボイス制度、更には軽減税率対策補助金についてまでの説明があり、参加者は講師配布の資料のほかに、当間税会が

事前に配布した全間連監修の“やさしい消費税軽減税率制度のポイント解説”を片手に熱心な受講振りでした。

また、平成 31 年 1 月からの e-Tax の利用手続きに“ID・パスワード方式”の追加についての説明もあり、有意義な研修会となりました。

引き続き午後 4 時 15 分より、第 4 回目の利き酒会（参加者 37 人）を開催しました。

この利き酒会は平成 28 年 2 月に第 1 回目を開催し、佐賀県酒造組合の組合員各位のご協力により第 4 回を数えることとなりました。

管内には 9 つの酒造場があり、各酒蔵場より賞品として箱入り特定名称酒の出品をいただき、表彰式において利き酒優秀者へ授与することとしており、参加者には好評を得ているところです。また、本年は管内嬉野市の観光ホテルより温泉豆腐の協賛も加わり、豪華賞品となった表彰式は大いに盛り上がりました。

また、当日は上野福岡国税局酒税課長にもご参加いただき、表彰式の冒頭にお言葉を頂戴致しました。

ちなみに、5 種類の利き酒の全間正解者は 2 人であったことをご報告致します。

各方面のご協力によりこの催しの恒例化を目指して、来年の開催を確約してお開きと致しました。

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 - 取引年月日 - 取引の内容 - 取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

【これまで】

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (○市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (○商店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (○厚、仕出并当代)	〇,〇〇〇
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

【軽減税率制度実施(2019年10月)後】

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (○市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※ (○商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (○商店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※ (○厚、仕出并当代)	□,□□□
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

※軽減税率対象品目

8%対象 ■■■■,■■■■
10%対象 ●●●,●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■■,■■■■	●●●,●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

〈平成30年12月〉国税庁

軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

CHECK



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務(税額の計算)

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応するための準備

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式^(※)への対応
☐ 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討(「軽減税率対策補助金」の活用^(※)の検討)
☐ 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

※ 2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存(区分記載請求書等保存方式)が要件とされます。

〔参考〕飲食料品の取扱い(販売)がある事業者の準備

- ・売上・仕入商品に係る税率区分(軽減税率の対象取引の有無)の確認
- ・日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・値札の付け替え、価格表示の変更準備

※ 売上げについても「区分経理」が必要です。
 ※ 免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。



個人事業者の方へ(消費税確定申告書の作成手順の変更)

これまででは、①「帳簿(元帳等)」から「青色申告決算書」等を作成、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」へ転記して消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。事業者の皆様の作成している帳簿により異なりますが、軽減税率制度実施後の消費税確定申告書の作成手順は、概ね、次のとおりとなります。

これまで	軽減税率制度実施後
帳簿	帳簿(「区分経理」されたもの)
↓	↓
青色申告決算書等→所得税確定申告書	↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書
↓	↓
課税取引金額計算表等→消費税確定申告書	課税取引金額計算表等→消費税確定申告書

※ 軽減税率の対象品目の売上げがない事業者であっても、仕入れや経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要となります。

免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

お知らせ

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
 【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年(2019年)10月1日(以下「31年施行日」といいます。)から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度^{*}が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区 分	適用開始日	現 行	平成31年(2019年)10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、裏面をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係
① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの	26年施行日 (H26. 4. 1) 31年施行日 (H31. 10. 1) 対価受領 入場等
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	継続供給 H31. 10. 31 権利確定
③ 請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	26年指定日 (H25. 10. 1) 31年指定日 (H31. 4. 1) 契約 譲渡等
④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限りま。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け	契約 貸付け
⑤ 指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供 [※] に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	契約 指定役務
⑥ 予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）	契約 対価受領 定期供給
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）	指定発売日 譲渡
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）	31年指定日 (H31. 4. 1) 条件提示 申込 譲渡
⑨ 有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限りま。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	26年指定日 (H25. 10. 1) 契約 介護サービス
⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの	対価受領 再商品化等

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。